

森の台小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改定

I いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域など、みんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら児童の指導を進めていく必要がある。さらに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学級・学校の実現に努めるように指導していくことも肝要である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

本校では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であると考えている。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目しながら、背景にある個々の事情・状況の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止等に向けての基本的な考え方

本校の立地は横浜線中山駅に程近く、学区内には多くの住宅がある地域である。地域の住民や保護者の方々は地域や学校への関心が高く、学校の教育活動にも協力的である。いじめや暴力を根絶しようという意識は高いと感じられる。そうした中で、学校・家庭・地域が連携して「いじめを見逃さない。」「いじめや暴力は決してしてはいけないこと。」「他者を排除するような環境をつくらない。」という意識を啓発・共有しながら、子どもを育てていくことが大切であるとする。

【学校として】

- ア あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校を目指す。
- イ いじめは、どこの学級にも、誰にでも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるように保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ウ いじめは絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心に組織的に取り組む。
- エ 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むために、児童の発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童への定期的なアンケートや子ども面談を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。
- カ いじめの加害となった児童に対しては、その行為について深く反省できるよう指導すると共に、そのような行為に至った背景を探り、必要な支援を行う。

【保護者として】

- ア 誰もがいじめの加害者にも被害者にもなりうることを強く意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、日頃からいじめの被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- イ いじめを発見、またはいじめの恐れがあると思われる場合には速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。

【子どもとして】

- ア 何事にも一生懸命に取り組むとともに、他者に対して思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときには、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努める。

II 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「学校いじめ防止対策委員会」の設置 と構成員

○「いじめ防止対策委員会（定例）」

児童指導の基盤となる人権・児童指導委員会と同日に、月1回以上定期的な話し合いや情報共有の場を設ける。

構成員は、管理職、各学年の人権・児童指導委員、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

いじめの疑いがあるなど緊急に検討する必要がある事案の認知に伴い随時開催する。

構成員は、学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該担任、学年主任、その学年の人権・児童指導委員などとする。

※両委員会ともに、必要に応じて学校カウンセラーや区役所・児童相談所・警察などの関連機関にも声をかけてアドバイスをもらったり、SSWや療育センターなど、心理や福祉等の専門家の参加を求めたりする。

※両委員会において管理職は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、作成した毎回の会議録を校長室で保存する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

○「いじめ防止対策委員会（定例）」

1. いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて各学年の情報の収集や、いじめ防止やいじめに関する指導の方法や指導状況の共有や検証を行い、教職員のいじめを捉える感性を磨くとともに、委員会構成員の調査や指導に関する対応力を向上させる。さらに、いじめ防止基本方針の点検や年間計画等を改定し、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案し運営・実施するなど、いじめ防止に関わる基本業務に取り組む。
2. 構成員は、学年でいじめの疑いのある事案が発生したときには、主体的に事案の調査や指導、記録等に関わるものとする。重大事態が起こったときには、構成員全員が中心になって調査・対応に取り組む。

○「いじめ防止対策委員会（臨時）」

1. 児童や保護者からのいじめの訴えや情報提供があった場合、またはいじめの疑いがあると教職員が感じたときには、担任や一部の教職員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会（臨時）」に報告する。
2. 報告された事案に対し対策委員会が中心になって対応方針や組織的な取り組み方法を決め、担任や学年職員、支援専任等が調査等を行い、支援や指導の計画を立て、必要に応じて保護者と情報共有を行い、対応を実行していく。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

・いじめの未然防止

児童の誰もが安全で安心して学んだり過ごしたりできる場として、学校経営計画等をもとに教育活動を進める。また、「道徳科」を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが他者との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。また、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるような活動を児童会活動に計画的に取り入れる。学校掲示板を利用して、子ども達の心に届くメッセージも定期的に掲載する。担任・学年・児童支援専任・養護教諭の連絡を日頃から密にしておき、教職員全体で子ども達を見守っていく。

・いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめの芽を見逃さない教職員の見守り体制を構築する。放課後キッズクラブ、学童保育等との連携を図り、外部機関とも協力して、いじめの早期発見に努める。さらに、学校生活についてのアンケート（6月、11月実施）やいじめ解決のための生活アンケート（5月、12月実施）を定期的に行う。5月と11月には、アンケートをもとにした「子ども面談」を行い、担任と子ども達一人ひとりがじっくり話をする時間を設ける。その他、必要に応じて児童の教育相談を行う。

・いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。事実確認は、担任と学年・児童支援専任・養護教諭など複数名で行う。いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合は、教育委員会に報告し、警察や関係機関、専門機関と連携して支援を行う。対策委員会での情報共有、対応方針の決定や活動状況等を記録する。いじめの解消は、「行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たされている必要があることを全職員が理解し、継続的に被害児童を見守る。

・教職員等への研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修やいじめ防止研修を企画・実施する。毎月の職員会議の際にも、短時間の研修を行う。それを通し、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、いじめ防止に関わる指導を確実に実施できる力を養う。

・保護者・地域への発信と連携

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、学校説明会・入学説明会・PTA運営委員会・まちとともに歩む学校づくり懇話会や学家地連などを通して広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。HPや学校便りでの発信や、ネットマナーなどの講演会などを行う。

年間計画

	研修会等	未然防止・早期発見策
4月	<input type="checkbox"/> 第1回児童指導研究会 ～学級開き～ <input type="checkbox"/> 第2回児童指導研究会 ～SOSの出し方プログラム～ <input type="checkbox"/> 組織の役割の確認 <input type="checkbox"/> 新年度の児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 学活 ～学級・学年づくり～ <input type="checkbox"/> 道徳 ～いじめのないクラスづくり～ <input type="checkbox"/> 地域訪問 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
5月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握（全校遠足に向けて）	<input type="checkbox"/> いじめ解決のための生活アンケート① <input type="checkbox"/> 子ども面談 <input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
6月	<input type="checkbox"/> 横浜子ども会議（中学校ブロック） <input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 学校生活についてのアンケート① <input type="checkbox"/> 子どもの社会的スキル横浜プログラム① <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
7月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 夏期児童理解研修 ～YP アセスメントシートの活用法～	<input type="checkbox"/> インターネット講座（高学年対象） <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
8月	<input type="checkbox"/> 夏期特別支援研修 ～傾聴訓練～ <input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 横浜子ども会議（緑区） <input type="checkbox"/> 小中連携協議会	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
9月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
10月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 児童理解研修	<input type="checkbox"/> 学校生活についてのアンケート② <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
11月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
12	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 横浜子ども会議	<input type="checkbox"/> いじめ解決のための生活アンケート② <input type="checkbox"/> 子どもの社会的スキル横浜プログラム② <input type="checkbox"/> 子ども面談 <input type="checkbox"/> 個人面談 <input type="checkbox"/> 人権週間 <input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
1	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
2	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー
3	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 次年度へ向けまとめと引き継ぎ	<input type="checkbox"/> ピンクシャツデー

IV 重大事態への対処

本校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に従い、いじめの重大事態を次のように定義し、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

【重大事態の定義】

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（第1項第1号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（第1項第2号）。

そして、学校が中心となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核にして迅速に必要な対処をすると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を市のガイドラインに従い報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

この学校いじめ防止基本方針に示した、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、毎年点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、学校いじめ防止基本方針を改定した際は、改めてHPに公表する。